

第17章 疑わしい取引の届出制度

第1節 疑わしい取引の届出制度

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(組織的犯罪処罰法)の規定により、金融機関等は、顧客から收受した資金が犯罪収益である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに主務大臣に届出を行わなければならない義務が課されている。届け出された疑わしい取引に関する情報は、当庁総務企画局に設置された特定金融情報室に集約され、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供される(注)。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」(資料17-1-1)と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。また、特定金融情報室のような機関は、国際的にはF I U (Financial Intelligence Unit)と呼ばれており、約70の国・地域が同種の機関を有している。

(注)本制度の原形は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(麻薬特例法)により4年に創設された。同法の規定では薬物犯罪に係る疑いがある取引のみが届出の対象とされていたが、12年2月の組織的犯罪処罰法の施行により、疑わしい取引の届出の対象は薬物犯罪に係る疑いのある取引だけでなく、200を超える重大な犯罪に係る疑いのある取引に拡大されるとともに、当庁に日本版F I Uとして特定金融情報室が創設された。

第2節 届出と提供の状況

14年1月～12月の1年間に、金融機関等から18,768件の疑わしい取引の届出を受理し、そのうち12,417件の届出に含まれる情報について捜査機関等へ提供を行った。

疑わしい取引の届出件数の推移(暦年ベース)

暦年	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14
届出件数(件)	9	13	1,059	7,242	12,372	18,768

(注)

12年1月までは旧「麻薬特例法」に基づく届出、12年2月以降は「組織的犯罪処罰法」に基づく届出の件数である。

業態別疑わしい取引の届出件数（平成 14 年）

	件	%
銀行、信用金庫、信用組合	17,268	92.0
証券会社	83	0.4
保険会社	10	0.1
その他	1,407	7.5
合計	18,768	100.0

第 3 節 疑わしい取引の届出に関する施策

研修会の開催

14 年 11 月に当庁及び各財務局・支局等を会場として、銀行、信用金庫及び信用組合の疑わしい取引届出責任者及びマネー・ローンダリング対策研修責任者を対象に、また、15 年 1 月、4 月には当庁を会場として、外国銀行、証券会社の疑わしい取引の届出事務の担当者等を対象に、それぞれ疑わしい取引の発見端緒、届出書の記載要領等について研修を行ったところ、合計で約 1,000 の金融機関等の参加を得た。

データファイル作成システムの改善等

疑わしい取引の届出は、書面だけでなく届出事項をフレキシブルディスク（フロッピーディスク等）にデータファイルとして記録した形式でも届出ができることとなっており、同形式による届出は増加傾向にある。こうした状況を踏まえ、届出対象金融機関等の事務効率及び当庁の整理・分析業務の効率性の更なる向上のために、現行のデータファイル作成システムの改善を行っている。また、疑わしい取引の届出として新たにオンラインを使用した電子申請による届出方法も予定しており、本年中の導入に向けて作業を進めている。

マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域に係る取引への注意喚起

F A T F（Financial Action Task Force on Money Laundering：金融活動作業部会）（第 5 部第 22 章第 5 節参照）は、国際的なマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域をリスト化して公表するとともに、同リストを随時改訂してきており、15 年 6 月の全体会合においても、同リストの改訂を行った。これを受け、当庁は金融機関等に対し、これら非協力国・地域の個人・法人等との取引に特別な注意を払うよう要請している（注）。

さらに、F A T F は 13 年 12 月、ナウル共和国に対して対抗措置（第 5 部第 22 章第 5 節 参照）を発動するよう決定したため、当庁から金融機関等に対し、ナウル共和国の個人・法人等との取引は特別な注意を払うことに加え、取引の相手方の本人確認、

資金の源泉、取引目的等の審査を厳格に行い、参考事例に照らして疑義があると認める取引は、組織的犯罪処罰法の規定する疑わしい取引として届け出るよう、さらに、同国所在の金融機関とコルレス勘定等の開設、維持にあたっては特別な注意を払うことを要請しており、本要請は現在も継続中である。

なお、F A T F が 14 年 12 月にウクライナに対して対抗措置の発動を決定したことを受けて、当庁は、上記と同様の措置を実施したが、15 年 2 月の F A T F の決定に伴い、解除している。

(注) 非協力的な国・地域 (15 年 6 月 20 日公表)

クック諸島、エジプト・アラブ共和国、グアテマラ共和国、インドネシア共和国、ミャンマー連邦、ナウル共和国、ナイジェリア連邦共和国、フィリピン共和国、ウクライナ (9 ヶ国・地域)

タリバーン関係者と関連する疑いのある取引の届出要請

13 年 9 月 11 日の米国における同時多発テロの発生を受けて、当庁は、外務省、財務省、経済産業省が国連安全保障理事会決議に基づき資産凍結措置を行っているタリバーン関係者等と関連する疑いのある取引については、同決議でタリバーンが薬物犯罪で収益を得ている旨指摘されていることから、組織的犯罪処罰法の規定する疑わしい取引として届出を行うよう金融機関等に対し要請を行っている。金融機関等への要請は、13 年 9 月から計 20 回行っており、333 の個人及び団体 (削除された 13 団体は含まず) をタリバーン関係者等として公表している (15 年 6 月 30 日現在)。

顧客等本人確認等の徹底及びテロリズムに対する資金供与等の疑いがある取引の届出要請

本年 3 月 20 日の関係諸国の対イラク武力行使という事態を踏まえ、テロ資金対策の徹底を求めるとの観点から、金融機関等に対し、本人確認法 (第 6 章第 2 節参照) に基づく顧客等の本人確認等の徹底及び組織的犯罪処罰法 (第 4 節参照) に基づくテロリズムに対する資金供与等の疑いがある取引についての遅滞ない届出を要請した。

外国 F I U との情報交換枠組みの設定

今日の金融・経済活動の国際化、グローバル化に伴い、マネー・ローンダリング対策についても国際的な協力が重要性を増している。組織的犯罪処罰法では、金融庁長官は外国 F I U に疑わしい取引に関する情報を提供できる旨規定されており、特定金融情報室では疑わしい取引に関する情報交換を円滑に行うための相互協力の枠組みについて主要国の F I U と協議を行ってきたところ、13 年 6 月には、英国 F I U (N C I S / E C U : 国家犯罪情報局経済犯罪部)、15 年 6 月にはベルギー F I U (C T I F - C F I : ベルギー金融情報処理機関) と情報交換取極を締結した。

F I U業務に関する国際支援

マネー・ローンダリング対策等が不十分な国に対する支援は、国際協調が必要な同対策等の中でも重要な意味を有する。当庁においてもF I Uを有していない国におけるF I U設置作業支援の一環として、15年10月設置予定のインドネシアF I U関係者に対して当室の業務説明を14年12月、15年6月の2回にわたり行った。また、フィリピンについては、マネー・ローンダリング対策法(13年9月制定)の問題点を解消するために適切な法改正を15年3月15日までに行わなければ、F A T Fが対抗措置を発動するとの決定を行ったため、同国に当室の担当者を派遣し、F A T Fの懸念を満たす法改正に必要な貢献を行った。その結果、対抗措置の発動は回避された。

第4節 疑わしい取引の届出制度に関連する法律の施行等

本人確認法の施行

15年1月における「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の施行により、金融機関等による顧客等の本人確認、本人確認資料の作成・保存及び取引記録の作成・保存が義務付けられた(詳細は第6章第1節を参照)。

組織的犯罪処罰法の改正

平成14年7月における「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」の施行に伴い、組織的犯罪処罰法が一部改正され、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても疑わしい取引の届出対象とされた。